

全体金額内訳書作成手引

(公財)広島市産業振興センター及び(公財)広島観光コンベンションビューローオフィス移転 支援業務（広島市産業振興センター分）

1 全体金額内訳書は、次の場合に必ず作成し、提出してください。

(公財)広島市産業振興センター及び(公財)広島観光コンベンションビューローオフィス移転支援業務（広島市産業振興センター分）の一般競争入札に参加する場合は、あらかじめ全体金額内訳書を作成し、その入札書の提出時に提出する必要があります。

提出の方法については、入札説明書に記載していますので、それに従って提出してください。

2 全体金額内訳書は、次により作成してください。

(1) 全体金額内訳書は、当財団所定の様式を使用して作成してください。

当財団所定の様式は、公益財団法人広島市産業振興センターのホームページ (<https://www.ipc.city.hiroshima.jp/>)のトップページの「一般競争入札情報」へ画面を展開し、該当の入札案件からダウンロードしてください。

(2) 記載事項は、次のとおりです。

ア 作成年月日（※開札日ではありません。全体金額内訳書の作成日を記載してください。）

イ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名

（※「代表者」には、継続して委任を受けている支店長・営業所長等を含みます。）

ウ 全体金額内訳書の内容について「回答ができる者」の所属・氏名及び連絡先電話番号

エ 業務名

オ 全体金額の内訳（「積算の内容」・「金額」）

(3) 区分の考え方

① 次の区分ごとに「積算の内容」・「金額」の欄を記載してください。

ア 人件費（直接人件費）

業務に直接従事する技術者・作業員等が当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用とする。

（例） 技術者・作業員等の労務費

イ 物件費（直接物品費＋業務管理費）

業務に直接従事する技術者・作業員等が当該業務を行うのに必要な物品費、現場従業員の研修訓練等に要する費用及び業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な費用とする。

（例） 薬剤、潤滑油、事務用品等の消耗品、通信交通費、機械器具損料 など

ウ 業務原価（ア、イの合計）

人件費（直接人件費）、物件費（直接物品費＋業務管理費）の合計とする。

エ 諸経費（一般管理費等）

受注者が企業を維持運営していくために必要な一般管理費（営業費を含む）及び営業利益とし、直接人件費及び直接物品費並びに業務管理費を含まないものとする。

（例） 役員報酬、現場従業員以外の従業員に対する給料手当、地代家賃、減価償却費など

オ 業務価格（ウ、エの合計）

業務原価及び諸経費（一般管理費等）の合計とする。

カ 消費税相当額

業務価格に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定める税率を乗じて算定する。

キ 業務費（オ、カの合計）

業務価格及び消費税相当額の合計とする。

ク 入札金額

業務価格（合計）を100で除し、54.23123で乗じた後1円未満を切り上げて算定する。

- ② 業務価格の構成は、業務内容等によりそれぞれ変わる場合がありますので、上記「ア」～「エ」の区分での記載が不可能である場合は、新たな区分を記載の上、その「積算の内容」・「金額」を記入してください。

3 全体金額内訳書の作成に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 「出精値引 △〇, 〇〇〇円」、「端数処理 △〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載はしないこと。
- (2) 次に掲げる事由に該当する場合は、その落札候補者のした入札を無効とします。
 - ア 全体金額内訳書（その他全体金額内訳書に類する様式で、別途記載等が指定されたものを含みません。以下「全体金額内訳書等」といいます。）の提出を求められているにもかかわらず、提出しないもの
 - イ 全体金額内訳書等に記名がないもの
 - ウ 全体金額内訳書等の業務名がないもの
 - エ 全体金額内訳書等の業務名が誤っているもの（ただし、業務名の一部に誤りがあるが、当該業務の全体金額内訳書であることが特定できる場合を除く。）
 - オ 全体金額内訳書等の積算の内容に記載が全くないもの
 - カ 全体金額内訳書等の業務価格の合計金額が入札書記載の全体金額と異なるもの（ただし、全体金額内訳書等の業務価格の合計金額の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載の全体金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は、無効となる。）
 - キ 全体金額内訳書等の入札金額が入札書記載の入札金額と異なるもの（ただし、全体金額内訳書等の業務価格の合計金額の千円未満の単位で端数を切り捨てた額を入札書記載の全体金額としていることにより、全体金額内訳書等の入札金額と入札書記載の入札金額が異なる場合は無効としない。）
 - ク 全体金額内訳書の作成に当たって、当財団所定の様式を使用していないもの（ただし、全体金額内訳書の形態からみて当財団所定の様式と同様のものを使用していると認められる場合を除く。）
- (3) 談合情報が寄せられた場合は、提出された全体金額内訳書等を公正取引委員会及び警察に提出することがあります。
- (4) 提出された全体金額内訳書等は、返却しません。
- (5) 全体金額内訳書等の作成に当たり不明な点がある場合は、必ず事前に契約担当課（入札公告に記載しています。）に確認をしてください。